

輪島市穴水町環境衛生施設組合議会の議決に付すべき 契約及び財産の取得又は処分に関する条例

(昭和42年条例第1号)
改正 平成21年9月11日

(この条例の趣旨)

第1条 議会の議決に付すべき契約、及び財産の取得、又は処分に関しては、この条例の定めるところによる。

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

附 則 (平成21年9月11日条例第1号)
この条例は、公布の日から施行する。